

正法眼藏抄の問題

池田魯參

尾六ヶ年間の仕事となつた。

- 延慶元年戊申十二月乙丑廿二日抄畢、此抄物者始自去乾元二年癸卯四月十五日、首尾六ヶ年之間、終功畢、此談義聊依有所存、或点一夏九旬、或占毎月七日、一部七十五帖談終了、愚昧了見之一筋、粗注置之者也、後學莫勿嘲、傍書載本願御聞書詞、所仰証明也、合点則是也、抑人之命不待、出息入息如霜露如電光、就中近日無常滿耳遮眼而六箇年之間、無為而果遂此大願了、知生々縁不空事、願酬此功六道群類速登高々峰頂浮深々海底耳

于時寒嵐叩窓小雪松庭矣

曹洞末塵沙門經蒙

此抄自一至于第七十五、實智房一覽了所存、又無相違云々

「正法眼藏抄」は、經豪抄、豪注、古鈔、影室抄、秘抄などと、種々に呼称されているが、道元親輯の七十五巻本正法眼藏を註解せるものの嚆矢といわれ、宗門に珍重するところである。

奥書の記すところによれば、延慶元年戊申（一三〇八）、寒嵐窓を叩ち、小雪の庭を払う十二月乙丑廿二日の嚴寒の節に、御抄はその功を了畢したと伝える。乾元二年癸卯（一三〇三）四月十五日に、正法眼藏抄の著作を企画してから、それは実に首

ところで、御抄は、卷ごとに「本願御聞書」を傍証として載するのだ、という。経豪が証權とするのは「聞書」であり、「聞書」の宗意に違うことがないなら、その時「抄」の意は是とされるであろうと彼の奥書は伝える。

それでは、一体、この「本願御聞書」なるものは、誰がどのように著述したものであるのか、その点が、「抄」との本文的関連のもとに問題となるのである。この問題は、すでに、永久岳水博士、大久保道舟博士、鏡島元隆博士、峰岸孝哉氏、東隆真氏、菊地良一氏などの、先学諸氏が、それぞれの立場から解説されている。が、いまだなお、定説は存しないようである。

そこで、本論では、これら諸先学の研究成果に導びかれつゝ、原典批判の新たな視座から、「御聞書」および「御抄」の成立に関する、二三の問題について検討を加えたいと思うのである。

テクストとしては、明治三六年に発行された、鴻盟社刊本「正法眼藏抄」上下二巻を使用した。考察の便宜を考えてのことである。また、提示した頁数は、上下巻通し頁である。

二、称呼例に関する疑義

先ず、聞書のなかに表われる称呼例について検討を加えてみよう。ことさらに、この点を問題としたのは、称呼例に関

する従来の解釈に混乱がみられるからである。

検するに、聞書のなかに、「先師」と称するものは一五例あり、他に、「永平寺和尚」が七例、「永平寺」が六例、「永平和尚」、「先師永平寺和尚」がそれぞれ一例みられる。そして、これらの称呼は、いずれも道元を名指すのである。この点は特に注意したい。論証には、冗長にすぎるかと思うが、煩を承知で、具体例のいちいちを読んでみよう。

1. 「先師」の称呼例

- 先師モ風性常住ノ御詞アレトモ、無處不周底ノ句ハ沙汰ナシ、常住ノ所ニユツルユヘニ（現成公案聞書二四頁）
- 先師御訓釈コソ解脱ノ詞トモナレ（仏性聞書一〇六頁）
- 先師ノ指示……（同一六二頁）
- 先師ノ御詞ニ、コノ行持ノ功德、ワレヲ保任シ他ヲ保任ス（行持聞書五一九頁）
- 其上先師ノ御詞ニ有何所表ヲ問著ニアラストトキテ参考学スヘシ……（古鏡聞書六二三頁）
- 都一代正教ノ詞ヲ以テ問ハムニ、此義、先師ノ御詞ナレトモ、コノ七十五帖ノ仮名ノ正法眼藏ニハ不見トコタヘム輩ハ、非正嫡、先師ノ会下トハ不可謂、イツレノ詞也トモ可答（都機聞書七三九頁）
- ステニ先師ノ御詞ニハ禪牀ヲメクル趙州アリ、禪牀アリテ趙州ヲメクル……（看經聞書九二二三頁）

- 今了見スルニハ先師御詞シヤクシカヘラル（同九二四頁）
 ○私云……但又サレハトテ、先師、凡夫ヲ即仏也、流転ノ行
 ヤカテ証果トハ仰セラレス、コノコトハリヲ能々可了見也
 （諸惡莫作聞書九七二頁）

○ユヘニ先師ハ、羚羊イマハ空ニ掛角也、林ハイマハ獵狗ヲ
 メクルト被下語ル也（春秋聞書一一三四頁）

○正ノ字ヲ略シテ、偏中有ト許、先師被仰ル事ハ、此有ノ
 字、有無ノ有ニテナシ（同一一三五頁）

○先師委細ニ被下御語者歟（柏樹子聞書一一八五頁）

○先師（永平寺和尚）面授ノ儀ヲ前後ニアケラル（面授聞書一四〇七
 頁）

（大修行聞書一七八八頁）

2. 「永平寺和尚」などの称呼例。

○而今先師永平寺和尚道ニ心ノ字ヲ不加、仁者動トアリ、ア
 キラカナル所也……一僧ノ信受ハ、動執生疑トキコニ、領
 解述成イマタシキヲ、永平寺和尚ノ仁者動ノ道ステニ、述
 成也ト云ヘシ（恁麼聞書五五一頁）

○但永平寺和尚ノ言語ニ、有向所表ヲ問著ニアラスト聞テ参
 学スヘシトアレハ、汝何姓ナムト云シカ如キ、何所表カア
 ルトトハレテ、仏法ヲ演説スルニテモアルカ（古鏡聞書六
 六五頁）

- 永平寺和尚段、意句半到也有時……（有時聞書六六四頁）
 ○永平寺和尚、此段ヲ別ニホメラル義ノミエヌハ、垂手偏
 正等ノ詞ヲカナラスマホルヘキコトナラストナリ（春秋聞
 書一一三五頁）

○国師ノ後五位尊宿詞ヲ下ス、然而永平寺和尚一々勘破之セ
 ラル、尊宿等ノ見解ハ三藏ノ第三度無対ヲノミ下語シテ、
 初度第二度ノ見ヲハユルスニ似リ、今永平寺和尚三度ナカ
 ラフサ子テ被勘破之（他心通聞書一八八八頁）

○猶コノ四人ノ語ヲ、永平寺和尚上堂ノ御詞ニ、○大慈說得
 一丈、未有不行取一丈者、說得一尺未有不行取一尺者、○
 洞山行取行不得底、說取說不得底、雲居說行俱有放行把
 定、○洛浦說行俱到家國興益、說行俱不到仏祖證明スト云
 云（諸惡莫作聞書九九九頁）

○趙州曰在鼻孔上ト永平寺御詞云國師何トシテカ三藏ノ鼻孔
 上ニアラムトアリ（他心通聞書一八八八頁）

○玄沙云只為太近ト、永平寺御詞云太近ハサモアラハアレ、
 アタリニハアラス、玄沙イマタ太近ヲシラス（同一八八
 九頁）

○仰山云前兩度是涉境心後入自受用三昧所以不見ト、永平寺
 御詞云大ナル不是アリ、涉境心ト自受用三昧トコトナルニ
 アラス（同一八八九頁）

道トセルトキソ敗也ノ詞モアルヘキ、玄沙ノ道ハ道ニアラ
ストセムトキシカイフヘカラスト被仰也（同一八九〇頁）

○永平寺御詞其難難遁一々有謂（同一八九一頁）

○然而永平寺ハ今ノコサス被叱ルモノナリ（同頁）

○玄沙ノ徵ニイハク前兩度還見麿トイフ、此詞ヲ永平和尚モ

云ヘキヲイフトキキユトホメ御ス（同一八九〇頁）

因みに、大久保博士は、御抄のなかに表われる「先師」という称呼が間接的であるからとして、御抄を著わした経豪は、もしかしたら道元とは面識がなかつたのではなかろうかと推論されるのである。そして博士は、

同書（御抄）には盛んに先師の語を用いてゐるが、これは、師の師匠たる詮慧を指したものである。⁽²⁾

と論定されるのである。が、検するに、この見解は誤解である。

抄のなかに「先師」と称するものは、四〇例の多くにのぼる。それらはいずれも道元を指しているのである。

○先師如三世諸仏説法之儀式、我今亦如是説無分別法、先師ノ御詞トナル時ハ、釈尊ハ藏身ス、故如此被示也（仏性抄一〇七頁）

○是ハ先師暫カハリテ国師ニ可問ト也（同一〇八頁）

○是ハイハスくハ、例ノ先師替テ、雪峰ノ詞ニナキ所ライハストハ被述也（行仏威儀抄二四六頁）

○雪峰ノ詞ノ理ノ通スル所ヲ、只今ノ面ニナキ詞共ヲ、先師取出シテ被書出タルナリ（同二五〇頁）

○是ハ徳山モ婆子モ共ニ非其人ト、先師ハ被嫌ナリ、尤有其謂、徳山モ不問、婆子モ不云、ユヘニ先師心ミニ、徳山ニカハリテ可云トテ被述（心不可得抄二九四頁）

○三世諸仏六代祖師不云詞アリトテ、如三世諸仏説法之儀式、我今亦如是説無分別法ト先師被仰、此文正シキ經文也、今御詞大不審ニ聞ユ、然而先師被出此詞時ハ、三世諸仏六代祖師等、皆先師ニ藏身ス、ユヘニ此道理アリ（坐禪箴抄三七〇頁）

○今先師コノ坐禪箴ヲミテ被撰、坐禪箴ハ仁治元年ノ壬寅三月十八日也、其前後ノ年記ハ十五年トアリ、先師ノ坐禪箴ヲ奥ニ被書（同三七七頁）

○其カアラハ如此云ハマシトテ、先師被述其理也（光明抄四八六頁）

○此詞ノ響ク所カ、因空起ト云道理カ甚深ナル也ト、先師被釈之也、因空起詞ハ先師御詞ナリ（恁麼抄五三四頁）

○只百雜碎ト物ニ引シロハセスシテ云ト心得分モアリナムト、先師ノ御意樂ナリ（古鏡抄六〇〇頁）

○是ハ雪峰ニ替テ先師被仰詞也（同六〇四頁）

○此上ニハ有仏向上人ヲシリ（是ハ本ノ詞ナリ）無仏向上人ヲシリ（是ハ先師ノ御詞ナリ）、有ハ本ノ詞、無ハ先師ノ被釈御詞ナリ（仏向上抄

○是ハ先師御詞ナリ（看經抄九〇六頁）
八〇二頁)

○カカル詞モアリヌヘシト、先師被仰也（同九一〇頁）
○緣従仏種起ト、先師被仰也（諸惡莫作抄九四一頁）

○是ハ居易ノ此道理ヲ不知事ヲ被明ナリ、先師御詞也（同九五二頁）
○是外道見解臨濟ノ詞トテ、先師所々被下之、且多在此段歟
(神通抄一〇八七頁)

○羚羊今ハ空掛角セリ、林イマ猶狗ヲメクル、是ハ先師御詞
也（春秋抄一一二二頁）
○将来茶人ハ一百家人ノ無善人トイハルル人ニアラサムヤ
ト、先師御詞也（柏樹子抄一六五頁）
○說法時ハイカナルヘキソト云ヘシト、先師被添御詞歟（無

情說法抄一三一五頁）

○是ハ臨濟ヲサケラル詞也、所詮一多ニカカハル所アル事
ヲアカサル、イマタトカサル所アリト、先師ノ御心地ニハ
ユルサレサルカ（仏經抄一三五五頁）

○馬祖云ヒノコシタル道理ノアルヲ先師被仰出……今ノ馬祖
ノ詞ニナキ所ヲ、今先師被加御詞也（法性抄一三七二頁）

○正命ノ上ニハ清淨命ト云義モアルヘシ、是先師ノ御会釈歟
(三十七品菩提分法抄一六二三頁)

○是ハ先師ノ御所存ヲ被述也（虛空抄一八二八頁）

○是ハ阿難ニカハリテ、シハラク阿難如此世尊ニ白スヘシ
ト、先師此道理ヲ被述也（安居抄一八五九頁）
○ユヘニ先師後学ノアヤマリヲカヘリミテ、詞ニ尽シテ、重
々此事ヲ釈シアラハサル也（他心通抄一八六八頁）

○今詞ノ面ニ、猶邪見ノ出キヌヘキ所ヲ、先師返々被釈述也
……此五位ノ尊宿等ヲ、先師一向被非ト心得ヌヘシ（同一
八七〇頁）
○是ハ先師、國師ノ三度マテ只同詞ヲ被出、此本意ハカカル
ソト被釈顯也、御釈分明也（同一八七一頁）
○先師五位ノ尊宿ヲ疑著スル事両般アリト被仰ツル一ヲ被挙
也（同一八七三頁）
○先師、此尊宿等ヲ一向被非タリト、一筋ニ心得ム事、不可
然事也（同一八七五頁）

但し、「先師」と称する場合でも、必ずしも道元を名指さ
ない場合があるから、注意を要する。春秋聞書に、次のよう
に釈するのはその例である。

先師トサスハ必其人ヲサタメタルニハ非ズ燶皮肉ヲトラムユヘ也
(一一三一頁)

これは、春秋の文に、

寒ハコレ祖師ノ活眼睛也、暑ハコレ先師ノ燶皮肉也

とある、「先師」の解釈であるが、それは「祖師」というの
と同義語であるのに他ならない。

先と同様の釈例は、十方抄のなかにもみられる。

先師トハ必不可限一人ナリ、達磨ノ眼睛ヲ挾出スト云シ同詞也

(一四六〇頁)

この箇所の聞書の釈は、

先師コレヲ、泥弾子トシテ、兄弟ヲ打著ス (一四六八頁)

と記しているが、これは遍參聞書に

泥弾子一著子トイフ、曹谿古仏ノ遍參トキコユ (一五三三頁)

と釈するものに通ずるから、この場合の「先師」は六祖慧能を名指すのである。

さらにいえば、道元が天童如淨を称して、「先師」「先師古仏」「先師天童古仏」などとしたことは周知のところであるが、抄のなかにも、不用意に、

先師ヲ被讚嘆詞歟 (一八九六頁)

と釈す例があるのであるが、これは王索仙陀婆の文に、

先師古仏上堂ノ時……

と出る段の釈であることが知られる。

また梅花抄にも、

先師上堂詞ニ、打失眼睛時、雪裏梅花只一枝トアリ (一四三四頁)

と出るが、これは眼睛に「先師古仏上堂云」と示す言葉などに該当し、その「先師」が如淨を指すのであることは明瞭であろう。

抄と同様のことは、聞書のなかにももちろん存する。

コレヲ祖師多拈挙ス、先師上堂ニ被挙 (一七六〇頁)

と釈す例は、正しく、転法輪に「先師天童古仏上堂挙」と示す文を釈するものである。

このように、「先師」という同一の語をとっても、それは一定の観念なのではなく、それぞれ前後の文脈のなかで、特殊な意味を荷負っているのであるから、一概に断定することはできないのである。

さらに、抄は、「先師」以外に、「開山」と称するものが一六例、「方丈」が七例、「故方丈」が六例、「故開山」が二例存する。道元を指すことは、いずれも同じである。

1. 「開山」の称呼例。

○故嵯峨ノ正信上人、仏ヲカソシ概、殺仏ナムト、開山説法ノ時被仰タリケルヲ、聴聞シテアナクチヲシ、仏ヲカカル物ニ喻ラル、禪宗ヲソロシキモノカナトテ、落涙セラレケリ、此事ヲ開山モレ聞テアレホトニ愚痴ニテ、人ニ戒ヲサツケ被皈依事、不便ノ次第也、我モイヤ目ナラハ落涙シツヘキ事也ト被仰ケリ、見解ノ黑白以之可准知、此興ニ物語也 (行仏威儀抄二三三頁)

○又千曲万曲千叢万叢ト云道理モアルヘキニ、ナトカ此道理ヲイハサルトテ、カサ子テ此理ヲ開山ノヘ給也 (海印三昧抄四二三頁)

○此両句ハ開山ノ御詞ナリ、尊宿恁麼云ヘトモ、猶可道取所

ナカラムヤトテ被書之（有時抄六五九頁）

○是又開山御詞也、是モ前ノ詞ニ有時ヲ下ヘナシ、半錯ノ詞ヲ被付也（同六五九頁）

○是ハ開山御在唐ノ時、此道理ヲ人々ニ被尋ケルニ、疑著ニ不及ケル事ヲ被書載歟（画餅抄七四五頁）

○論ニテモ拳頭ニテモ、眼睛ニテモ、何ニテモアルヘキ道理ヲ如此被述常事也（看經抄九〇四頁）

○イワユル臥次ヨリコノカタ、転面向壁臥ヨリ乃至低頭聴盆

水來手巾來マテ、皆神通ナルヘシト、開山ノ御釈也（神通抄一〇六二頁）

○シハラク問ト云御言ハ、開山ノ御詞也（神通抄一〇七一頁）

○是ハ開山御釈ナリ、一生ノ詞、避寒暑ノ詞ヲ如此可心得ト被釈ナリ（春秋抄一一二七頁）

○以下無殊子細、只開山御在唐ノ時、嗣書共ヲ御拝見ノ次第ヲカカレタリ、如文（嗣書抄一一六二頁）
○シカルヲ此道理ノヒヒク所ヲ、開山被加御詞也（法性抄一三七二頁）

○是ハ天童開山ニ指授面授セラル御詞也（面授抄一三九四頁）

○是ハ開山ノ御自讚ノ御詞カトキコニ、然而理ノ及トコロ、

マコトニ唯仏与仏ノ所詮ナルヘシ（見仏抄一四七六頁）

○是ハ如淨禪師ノ風鈴頌ヲ開山ノ和シテヲホセアル句歟（優曇華抄一七二〇頁）

○黃檗又ナニトシテカ、恁麼ナルト云ハハ、這野狐精ト云ヘシ、カカル道理トモニアルヘシト、開山被付御詞也（大修行抄一七八三頁）

○大仏マサニトハ、是ヨリハ開山ノ御詞也（虛空抄一八二八頁）

2. 「方丈」の称呼例

○是ハ方丈ノ御詞也、此用会作麼ノ詞、是許ニ不可限、イク千万モアルヘシト也（一顆明珠抄二八二頁）

○方丈ノ御詞ニハ一人半人ノ中ニ、兩三箇ノ大唐國ヲ覓ヘシトアリ（大悟抄三一九頁）

○六祖已下ノ祖師等ノ詞ヲ挙テ、其道理ノヒヒク所ヲ、方丈取テサマ〳〵詞ヲ付テ被釈之（大悟抄三一九頁）

○臨濟ノ詞イカナル子細ノ有ヤラム、方丈不被許之、仍所々ニ臨濟德山ノ非所及ト被述之間、ココノ御釈モ贊許サルル面ハアレトモ、イカニモ有子細ト可心得ナリ（大悟抄三二〇頁）

○六祖ノ御心地ノ、仁者心動トハ、トテ今義ヲ被述、是ハ方丈御詞也（恁麼抄五三七頁）

○試道看スヘシトハ、方丈御詞ヲソヘラル也（三界唯一心

抄一二一〇頁)

○石輩ノ上ニハ此道理ノナキヲ、今方丈ノ被仰出タルニテハナシ、今ノ理ノ上ヘニヒヒク所ノ無尽ノ理ヲ釈シアラハサルルナリ（虛空抄一八二八頁）

3. 「故開山」の称呼例

○趙州ノ詞ヨリ、柏樹ハイテタルトコソ覺ユルヲ、汝ノ柏樹ヲ道取シ給タルハ、趙州ハ柏樹ナルカト、故開山ノ御詞也（柏樹子抄一一七五頁）

○聞著アル上ハ、ナムソ道著ナカラムトハ、故開山ノ御詞也（法性抄一三六七頁）

4. 「故方丈」の称呼例

○是ハ作麼生道トアルヨリハ、故方丈ノ御詞ナリ（阿羅漢抄一一〇六頁）

○是ハ天童ノ如淨禪師ノ故方丈ニ申サレタル御詞也無殊子細……故方丈諸方ノ長老ニ問著セラレケルニ、誠聴來セルスクナシトアリ、無殊子細（諸法實相抄一二六五頁）

○人喫飯、飯喫人アリ、法性騎馬祖也ノ道理ハ、人喫飯、飯喫人ノ道理也、是等ハ故方丈ノナムソ道著ナカラムトイハルル御詞ナリ（法性抄一三六七頁）

○身心ヲ脱落スルニトハ、故方丈天童ニ相見悟道ノ御詞、參禪者、身心脱落ト云フナリ（面授抄一四〇三頁）

○マコトニ諸相ヲ実相トミム、即見如來ノ道理ナルヘシ、不

可有不審、是ハ故方丈ノ御詞也（見仏抄一四七六頁）

殊に、「故開山」「故方丈」などと称する例は、阿羅漢第三十六以後に出るのであるが、今は故人と化した師翁に対する、感慨をこめた親しい呼び方のよう、私には感じられる。

この点にかんがみ、東隆真氏は、東山高台寺の日記に、経豪が道元の茶毘式に参列したこと記しているということを証拠に掲げ、

経豪を道元禪師の直弟とする従来の説を擁護したい⁽³⁾と論じられているが、この点私も同情である。

以上称呼例について検討した結果、聞書は道元の提唱を筆録したかの如きいかなる体裁もとどめてはいないことが知られるのである。例外ははぶくとしても、聞書・抄の両者にみられる「先師」の称呼は、いずれも道元その人を指していた。そして、「先師永平寺和尚」「永平寺和尚」「永平和尚」「永平寺」などの称は、聞書の場合であり、抄にはその例は存しない。一方、「開山」「故開山」「方丈」「故方丈」「永平和尚」の称は、抄のみで、聞書にその例をみない。その指称態度は両著にほぼ同様であり、この点、両者の間に相違らしきものは存しない。そして、これらの称呼の下に引かれる言葉は、眼藏本文に出るものであるのに他ならないから、それが直ちに提唱されたものであることを意味するものではない。

聞書が提唱記録であるとするには、それだけの論証の根拠が示されなければならないであろう。私は、聞書は道元の提唱になつたものの記録である、などというような性格のものではなかろうと考える。

三、梵網經略抄との関係

「梵網經略抄」は、御抄が著わされた、翌延慶二年（一三〇九）六月十六日に成立するものである。略抄の奥偈には次のように記している。

延慶二年六月十六日、梵網經抄物終功了、此十戒四十八經乃至餓悔、仏供養等詞、一一先師上人ノ説也、更不交余詞仰可信者也、其質不肖而頑魯雖拙、依宿縁深今逢知識而見聞此極理、宿殖般若之善種、非可疑、尤有憑可歡喜、可隨喜可隨喜（二〇二〇頁）

誰が識したものか、明記するところがないが、この奥書

は、多分経豪が記したものであろう。彼はいう。この「梵網經略抄」なる著は、いちいちが先師上人の説であつて、他の言葉は一切加えていないのである、と。

ところで、ここに経豪が「先師上人」と指称している人は、正しく略抄を説示したその人に他ならないのであるから、この人は、略抄本文で呼称される「先師」とは、当然、

別人でなければならないはずである。
ところが、大久保博士は、この点について次のように論及

されている。

禅師（道元）の嫡孫経豪が、師匠詮慧の意見を纏めたといわれる梵網經略抄の中に、「教授戒文云」として、本書の文文句句を引用し、さらにそれについて先師詮慧は斯く言われたといつて、「先師被仰云、心境如如解脱門ト云」とか、また「以是先師不妄語戒ノ理、法輪本転、無剩無欠ト示給」などと、各處に詮慧の意見を記しているが、その詮慧の詞の中には、「正法眼藏抄」において見られると同調の態度が顯われ、戒文の原作者の禅師であつたことが認められる。殊に経豪が「不謗三宝ト云ヲ先師今加凝字テ、不凝謗三宝ト被仰、尤不審ナリ」といつて、戒本の原文には「不謗三宝」とあるに、先師（詮慧）がさらに凝の字を加えられたのは不審であるといつて……

博士のこの説は、無稽の論であるように思われる。

検するに、略抄のなかには、「先師」の称呼は一九例数えられる。聞書や抄のなかで指摘されたような、「先師」以外の称呼例は、略抄のなかには存在しない。しかるに、この「先師」が道元を名指すことは明らかであろう。具体例は次の如きである。

○先師被仰云、心鏡如々解脱門開ト云（一九三二頁）
○先師、身心學道ト云草子ヲカカルルニ、心ヲ習ヒ身ヲ習ヲ、身心學道ト云トアリ（一九四〇頁）

- 以是先師、不妄語戒ノ理、法輪本転無剩無欠ト示給（一九四二頁）
- 先師未将来莫教侵正ト云詞ニテ、不酤酒ト聞カタシ難知（一九四七頁）
- 然者将来スヘキ人無カ故ニ、未将来ト云、此道理ヲ以テ莫教侵正是大明也ト、先師モ為説之給ヘリ（一九五〇頁）
- 先師御詞ニ同道同法同証同行ト説ルルカ故、又大地有情同時成道也（一九五四頁）
- 莫教説過莫令亂道ト、先師モ教授シ給也（一九五九頁）
- 先師ハ不讚自他ト被結……先師ハ不讚自他ト被仰（一九六二頁）
- 先師ハ是等ノ義ヲ被述、自讚毀他ナケレハ、他讚自毀モアルヘカラスト也（一九六五頁）
- 不嗔恚ト立トキ、先師御詞ニ、非退非進非実非虛、有光明雲海有莊嚴雲海ト被仰、余人如此ハ不説、非正伝非付屬仁ヨリハ頗ル難明（一九七五頁）
- 惣善ヲ子カハス惡ヲソレサル人ヲ教道スルハ、カヘリテヲロカナル事也ト、先師モ常示シ御シキ、其時ハ人ヲ教道スル身ニアラサルニ依テ、此道理聞ケトモ如不聞也キ、今ハ思合スル事多、是ニ付テモ先師ノ、御師ノ御詞、殊被信受ナリ（一九七七頁）
- 不謗三宝ト云ヲ、先師、今加癡字テ、不癡謗三宝ト被仰、

尤不審ナリ、其儀如何、仏ノ御詞ニテモアレ、祖師ノ言句ニテモアレ可疑ハ疑テ、可明ハ可明也（一九八二頁）

○又、先師、諸惡莫作修善奉行是七仏ノ通戒ト云ヘトモ、是諸仏ノ教ハ十方ノ仏ノ教ナルヘシ、諸惡莫作ノ義ヲ不心得ハ、修善奉行モ、自淨其意モ、イハムヤ是諸仏教モ、悉邪法ナルヘシ、諸惡莫作ヲ心得レハ、是諸仏証トモ、是諸仏行トモイハルル也（二〇〇三頁）

○此宗門独伝之、又先師獨悟之ヲハシマス、其故ハ悟上得悟ノ漢、迷中又迷ノ漢トハ、先師ノ御詞ノミ也（二〇〇七頁）

○弥陀來迎ノ事ヲ、先師ノヘ御ニハ、九品淨土ナカラ娑婆ヘ來迎シ往生スル、衆生ハ此界ナカラ皆淨土ニ往生スト云、豈離伽耶別求常寂光土相叶者也（二〇〇七頁）

○一切衆生悉有仏性ヲハ、仏性有ノ仏有ソト先師ハ釈セシメ給（二〇〇八頁）

○今ノ諸惡莫作衆善奉行ノ文ヲ、善惡不二ノ義ナリト云ハハ先師ノ御意趣ニ可違（二〇一一頁）

略抄本文のなかには、このように「先師」の称呼が表われているが、「先師、身心学道ト云草子ヲカカル」と説示しているように、この「先師」が道元を名指すことはいうまでもない。それを詮慧を指すとするのは誤解である。

「惣善ヲ子カハス惡ヲソレサル人ヲ教道スルハ、カヘリ

テヲロカナル事也」と常に示しおわしたという「先師」は、例え、溪声山色において、

道心ヲ不知輩、道心ヲシフルトキハ、忠言ノ逆耳スルニ依テ、自己ヲカヘリミス、他人ヲウラム、凡菩提心ノ行願ニハ、菩提心ノ發未發、行道不行道ヲ世人ニシラシム事ヲ思ハサルヘシ、シラレサラムトイトナムヘシ、況ミツカラ口称セムヤ(5)（七八一頁）

と示される意旨に同するものである。このような接化の立場は、道元の常の談であつたろう。「先師」の言下に示される宗意が、道元に発したものであることを疑うわけにはいかない。

さらに、先師の言下に「心境如々解説門開」「法輪本転無剩無欠」等々と示す事例は、明らかに「教授戒文」に示す文であるから、「教授戒文」が道元の親撰であることは、この点からも証明できる。そして、道元は「不謗三宝」を説く時は、「不癡謗三宝」と癡の一宇を加えて提唱したのである。謗の癡を示すためであろう。略抄がことのほか「其儀如何」と注意している点から推せば、あるいは本来の「教授戒文」には、「不癡謗三宝」と記していたやも知れぬ。

また、諸惡莫作の宗義に關説するものがみられるが、この宗意は、極めて難解な宗論の決択点でもあつたらしい。といふのは、義介の「永平開山御遺言記録」のなかに、次のように記しているからである。

義介答問云、義介先年同一類之法内所談云、於仏法中、諸惡莫作衆善奉行故、仏法中諸惡元來莫作故、一切行皆仏法、所以拳手動足一切所作、凡諸法生起皆仏法也云々、此見正見乎和尚答云、先師門徒中、有起此邪見之類故、在世之時義絶畢、被放門徒明白也、依立此邪義也、若欲慕先師仏法之輩、不可共語同座、是則先師遺戒(6)也

ここに、「先師」というのは、道元を指す。「和尚」というのは、懷辨を指す。彼は、弘安三年（一二八〇）八月二十四日、八十三才で入寂した。そして、義介は、延慶二年（一三〇九）の九月、九十一才で逝った。義介の寂年は、奇しくも「略抄」の成立年次にあつてゐる。

義介は問う。仏法において諸惡は作すことなく、元來、諸惡は莫作であれば、日常生活の拳手動足、一切の所作は、皆仏法であり、仏法でないものはないという、このような見解はいかがでしょ、と。懷辨はいう。先師の仏法を慕仰するほどの道人は、そのような流類と共に座し共に語つてはならない。これは先師の遺戒である、と。

諸惡莫作の解釈をめぐつて、當時すでに、異義が存していきらしいことを、ここでは特に注意したいのである。七十五帖の聞書のうち、諸惡莫作の一帖のみが、二種類の聞書を載して他帖との調和を欠くのであるが、多分それは、原始宗門における宗論の展開史を、なんらかの意味で反映していたと

思う。とすると、諸悪莫作の聞書において、「或人云」と示される異義は、直ちにそれだけの聞書が存在したというようなことではなく、それは単に、宗義解釈の主流の立場からみた、異端の説を指示するにすぎないであろう。

四、聞書・抄の成立論

御抄における、聞書と抄の関係は、現成公案第一、摩訶般若第二、仏性第三の、始め三帖においては、眼藏本文の章節ごとに、初めに抄、次に聞書という順序で併記されており、いわゆるの会本の体裁を整えている。しかるに、身心学道第四以下、出家第七十五にいたる各巻は、分段の章節ごとに、抄のみが記されており、聞書はいずれも巻尾にまとめて示されている。

なかにあって、諸悪莫作第三十一帖のみは、二種類の聞書を記載しており、他帖書載の聞書が一種であるのに比べると統一を欠くのである。

ところで、諸悪莫作聞書の末尾には、次の如き一文が記されている。

弘長三年二月日、寂光与我聞書之上加予聞書詞也、可取捨者也、
菩薩比丘、（一〇〇〇頁）

弘長三年（一二六三）、道元示寂から十一年目の二月のある日、寂光が我に与えた聞書の上に、予の聞書の詞を加えて取

捨てたと、菩薩比丘某は記している。

文中、「我」「予」「菩薩比丘」とあるのを、永久博士は、経豪自身のことであると読まれ、大久保博士は、詮慧のことであると読まれる。そうして、永久博士は、永興寺における詮慧の提唱を、寂光と経豪が聞書したのであろうと考えられ、一方、大久保博士は、懷辨の提唱を、寂光と詮慧が聞書したのであろうと考えられているのである。⁽⁸⁾

ところで、諸悪莫作聞書の首には、

聞云トアルハ聖人御聞書也、私云トアルハ予聽書ナリ（九五四頁）と記す行間書込みが存する。検するに、聞云とある例は六十九項、私云とある例は四十七項あるが、それはおおむね、章節ごとに示された眼藏本文の後に続けて、聞云、私云の順で注釈をほどこすのである。

ところで、寂光が経豪に与えた聞書に、経豪の聞書の詞を加えたのであるとし、聞云は寂光のもので、私云は経豪のものであると解するなら、聖人は寂光のこととなり、寂光が七十五帖の聞書の著者であることになるから、従来の伝承は改めなければならないこととなる。しかし、寂光の聞書を証權として仰いだほどの経豪その人が、果して「寂光が我に与うる聞書云々」というようないい方をするであろうか、疑問である。もしこのようないい方が可能であるという点に力点を置くなら、「聖人」の下に同参した寂光と経豪という関係

を読み取るべきであろう。いずれにしてもこのような解釈は不合理なのである。

ところで、諸惡莫作聞書の首尾にある文は御抄奥書に「傍書載本願御聞書」と示すものと、どのように関わるのであらうか。

聞書の首に「聖人御聽書」と示すものは、奥書に「本願御聞書」と記すものと同一であるのに相違なかろう。そうして、七十五帖抄畢の段階において、経豪が「傍書載一」と記すのであるから、その「本願御聞書」なるものは、そう題される程度には、まとまった著述として存在したのであり、七十五帖に一貫した注釈態度が存するものと、経豪は解したのである。これらの点は動かせないところであると思う。

さて、私云とある予の聞書の成立は、聞云とある聖人の聞書の成立以後のことである。このことは次のとき記事によつて知られる。

○私云、コレ諸法ト衆善トノアヒタ、広狹ニアラサル道理也、諸法ト衆善ト勝劣ナキ事ヲ云フナリ、ユヘニ諸法ハ諸法也ト、今ノ聞書ニノセラルナルナリ、諸法ニライテ、善惡ノ諸法ヲイフニアラス、諸法ハ諸法ニアラスト云心地ハ、

悟上得悟漢、迷中又迷ノ漢ト云タケ也（九八九頁）

○私云、コノ莫作ヲヨヒ奉行ハトアル奉行ヲ聞書ニハ莫作ノ字ニ取替テ、莫作ヲヨヒ莫作ハトアル事如何、タタシ是ハ

莫作ト奉行ト、各別ナラサル道理、如此ヒキカヘラレタル也（九九五頁）

私云とある聞書が、聞云とある聞書を参照していることは確かであるとして、私云とあるのが予の聞書で、聞云とあるのが聖人の聽書であり、その聖人が寂光であるのは不合理であるとすれば、仮りに、私云と示すその聞書が、実は寂光と経豪の解釈を合揉したものであると考えることはできないであらうか。

経豪は御抄の傍らに御聞書を書載する際に、自らの意見を附加している箇所がいくつかある。行仏威儀聞書の場合はそれの一例である。

卵湿生等ハ業力少カユヘニ、人トナリカタシ生々ヲヘテハ、善業増ニテ、ツイニ成仏スヘシト也、此詞御聞書ニ被載之、聞書載之尤不審、但此詞ハ只教ノ所談打任タル道理ヲ被書歟、仏道ノ上ノ所談ニハ不可有、尤此分ハアシ由クアルヘキ事也、仍僕ノ卵生スレハ卵生ノ仏、湿生スレハ湿生ノ仏ト可談シ、仍四生之内、卵湿ニカ業力隔テ生々ヲ經テ、ツヰニ成仏スト云詞、大ニ相違シテ覺ニ、但是一向経豪之愚按也、然其私料簡モ不可違事ナリ、付冥顎甚有恐々然而為後注之（二六六頁）

ここに「御聞書ニ被載之」「被書」とい、「経豪之愚按」などいうのは、御聞書を參見しつつ御抄の釈がなつたことを示すだけでなく、経豪が七十五帖の聞書すべてにこのような態

度で望んだであろうことをも予想させるのである。

そこで、私は考える。多分、諸惡莫作聞書の末尾にある文は、この帖のみに限って読むべきで、七十五帖全部にかけて読むべきではないであろう。諸惡莫作の一帖のみが二種の聞書を書載せる不調和をおもんぱかって、篇者である経豪自身が附記するところとなつたのである。とすると、聖人の聞書は動かせないものとして、私云とある予の聞書なるものの内容は、「寂光から与えられた聞書に、予の聞書の言葉を加えて取捨したもの」であると解せよう。すなわち、弘長三年二月のある日、経豪が寂光から譲り受けられた聞書の上に、経豪自身の聞書の詞を加え、取捨合揉したものが、私云として記載される聞書であるのに他ならないのである。

ここに「聞書」と題しても、必ずしもそれは「提唱を隨聞せる筆録」ということに限定される必要はない。むしろ、それは聖人が所持した七十五巻本正法眼藏の本文について、章節ごとに宗意を冠註ないしは傍註した、手沢本のようなものであつたかも知れないし、あるいは講議録ようなものであつたかも知れない。この点については、「梵網經略抄」にみられる註釈態度などと関連して本文内容を検討した上でないと何んとも速断はできないのであるから、後の問題として残しておこうと思う。

ともあれ、御抄の奥書に記す「本願御聞書」と諸惡莫作聞

書に記す「聖人御聽書」と、略抄の奥偈に記す「先師上人御詞」とは、三者はいずれも同一の人を名指しているものと私は考える。この限りでは、それが誰れであるのか、以然として判然とするところがないのであるが、その人が、伝承通りに、詮慧を指すのであるとするなら、正しく、彼こそは、七十五巻正法眼藏に終始一貫せる注釈をほどこし、先師道元の仏法の宣揚につとめた最初の人であつたのである。そして弟子の経豪は、聞書の師範にならい、さらに彼独自の見識にたつて、詮慧をもふくめた宗門の宣揚を期したのである。⁽⁹⁾ 御抄が今日に久遠の光芒を放つのは、正に彼の道念の厚きによるものであろう。

五、おわりに

最後に、聞書・抄の註釈態度について、一言するなら、総じて聞書は破邪面に傾き、抄は顯正面から釈しているということができる。天台教義の批判⁽¹⁰⁾を筆頭にして、他にも禅宗、達磨宗、真言宗、華嚴宗、法相宗、三論宗、念佛宗、南都などに關説し、正信上人、東福寺長老聖一房、建仁寺長老道隆禪師、或人云などの説を批判しているのであるが、それを介して宗意の宣揚を期するのであり、その意味で、聞書の解釈は極めて批判的求心的な眼藏解釈となつてゐるのである。これに対し、抄の方では、むしろ眼藏を眼藏自身の眼によつ

て、眼藏の觀念で解釈しようとする積極性がみられ、聞書でみられた特色は薄らぐのである。聞書から抄へと展開していくこの立場は、抄以後の眼藏註解の方法を指標するものとして注意される点であろう。

ところで、聞書・抄のなかには、处处に「此条不審也」などと、「不審」なる箇所が指摘されている。しかし、その不審な箇所は、不審のままで終つたのではない。授記抄に「今更此不審ニ不可滯」（六七四頁）と記す例もあるように、「不審」の宗意に対し、退歩の参究眼を養つているに他ならないので、この不審は宗意解釈の積極的な姿勢を表現する言葉でこそあらうと私は考える。

想うに、原始宗門の優位性は、強靱かつ柔軟な宗典批判の精神に求めることができよう。それは正しく、「大道ノ通塞ヲ批判セサル」（一一三九頁）庸流を徹底的に排した、道元の正統の立場であった。仏教の真実は、いかなる時代のいかなる批判にも、充々に答えるはずのものである。そうでないとすれば、何かが虚偽なのである。それはそういう諦観に発する。

詮慧は次のように記した。

惣善ヲ子カハス惡ヲソレサル人ヲ教道スルハ、カヘリテヲロカナル事也ト、先師モ常示シ御シキ、其時ハ人ヲ教道スル身ニアラサルニ依テ、此道理聞ケトモ如不聞也キ、今ハ思合スル事多、是

ニ付テモ、先師ノ御師ノ御詞殊被信受ナリ（一九七七頁）

人を教道する立場になかった自分は、その時、道元の示教を聞いたけれど、聞かざるがごとくで、眞實にひびかなかつた。しかし、今は違う。思い合することが多い。しみじみと、先師のお言葉が信受されるのだ。そうして、彼は、
仏ノ御詞ニモアレ、祖師ノ言句ニテモアレ可疑ハ疑テ、可明ハ可明也（一九八二頁）

と記す。疑うべきは疑い、明すべきは明さなければならぬ。たとえそれが仏の御詞であれ、祖師の言句でもあれである。

詮慧と同様の感懷は、また義介のものでもあった。

義介云、発心已後又発心、直下信仏法、而志求仏法、未体、雖然、於仏法真実取正信、必有其期歟。其所以於先師会所聞法、此一兩年稽古之、皆於雖所聞于先師、当初与而今異、所謂異者、先師弘通仏法者、今叢林作法進退、正是雖聞仏儀仏法、内心私存、此外真実仏法定存之、然近此改此見、今叢林作法威儀等、此則真寒仏法知也、従此外仏祖仏法無量云、此等皆此一色仏法也、今日仏威儀挙手動足之外、別不可有法性甚深之理、此旨真実取信矣
義介のこの述懐は素直である。彼は深く大きな疑いの渦巻のなかで、内心とまどい、苦惱し、反撲して、眞實の仏法はそんなものではないと本気になつて考えている。近ごろようやく先師が示された一色の弁道に、眞實の信を取ることができたという。彼の言葉に嘘はないであろう。「必有其期歟」と

彼がいうのは、実に力強い言葉だと思う。解らないことを解らないとする義介の態度は、不遜ではない。解ったような気分をこそ、彼はいましめたのであろう。流露すべき言葉をさがして湛えられていた、張りつめた時間と生命のいたみを宗典のなかに読みとり、高くとも射つべく、深くとも釣りぬべき、古人のたけに、私たちの直心を致さなければならぬと思ふのである。

註(1) 永久岳水著「正法眼藏抄の研究」(禪學雜誌二二卷一一号

・大正七一二三卷四号・大正八)。

大久保道舟著「道元禪師伝の研究」(昭二八・四一)二四三頁、二五〇頁、二五六頁。

鏡島元隆著「正法眼藏抄の成立とその性格」(駒大仏教學部紀要二二号・昭三九)。

峰岸孝哉著「正法眼藏抄について」(宗学研究六号・昭三九)。

東隆真著「正法眼藏抄の成立に関する一考察」(宗学研究八号・昭四一)。

菊地良一著「正法眼藏抄諸惡莫作の帖について」(宗学研究一〇号・昭四三)。

尚、本論文脱稿の折しも、相前後して曹洞宗全書註解一・二の覆刻版がなった。その会報4・5に酒井得元博士が御抄の解説をされてるので参考されたい。

(2) 大久保道舟前掲書二五六頁。また、抄に「永平寺和尚」と

出ているとする、氏の説は誤りである。「聖人」を「詮慧の門人の實智房上人を指したもの」とする説は注意したい。

前掲東論文一〇七頁下段。称呼例に関する東氏の解説には正確さがみられる。

大久保道舟前掲書三三六頁。尚、「教授戒文」が道元の親撰であることは、略抄における称呼例の検討から、期せずして実証されることを、特に注意されたい。

「世人ニシラシム事ヲ思ハサルヘシ」の所は、衛藤即応校訂、岩波文庫本によれば、「世人にしられんことをおもはざるべし」とある。略抄が説く意は、御抄所引の文に近いことが知られる。

大久保道舟編「道元禪師全集下巻」(昭四五・筑摩書房)五〇〇頁。

(7) 前掲の菊地論文には、「聞書き文中に、此詞ニ付テ不審カタガタアリ、として或人の問答八項を掲げてある。すなわちこの諸惡莫作の聞書き文中には寂光と經豪の前後二回にわたるものと、その外に或人なる、不審カタガタ、なる幾人かの人、計三人以上数人の聞書き資料を予想することができる。そして原、諸惡莫作の聞書きの一帖が早く弘長三年(一二六三)に存したことは注意すべきことである」と説く。

(8) 前掲、永久論文は、「正法眼藏影室なるものの聞書きてふものは、京洛永興寺に於て、永興開山詮慧和尚が、高祖の正法眼藏七十五巻に就て、其の蘊蓄を傾けて法徒を提撕策進

せられしものを、其徒の經豪和尚、寂光和尚等の書き留められたものではあるまいか」(二〇〇頁)と記す。同著「道元禪師研究の手引」(昭一五・山喜房)一二六頁にも同様の説が示されている。

大久保道舟氏は、詮慧伝に、「なお入寂の年代に関しては詳かでないが、正法眼藏抄諸惡莫作の奥書に、弘長三年二月寂光と二人で正法眼藏の聞書をまとめておるから、当時なお存命であったことが知られる」(二四三頁)と説く。さらに、寂光伝について、「禪師の門人であったという直接の史料はないが、その名称は正法眼藏抄諸惡莫作の奥書に、弘長三年二月日、寂光与我(詮慧)聞書之上、加予(詮慧)聞書詞也、可取捨者也、菩薩比丘(詮慧)と見えている。これは恐らく寂光が弘長三年(禪師の滅後十一年)懷辨の椅子下にあって、正法眼藏の提唱を聞き、詮慧とともに聞書を纏めたことを意味している」(二五〇頁)と説く。

(9) 但し、御抄奥書の「此抄自一至于弟七十五、實智房一覽了所存、又無相違云々」とある文について、実智房をどのような人と読むかは、本論では問わなかった。前掲の鏡島論文は、「經豪が御抄を完成した際、その校閲を仰いだ実智房は恐らく詮慧が聞書をまとめたために校合した寂光と同一であろう。寂光は道元禪師について正法眼藏を聴聞し、後に永興寺に投じて詮慧と互いにその聞書を校合した正法眼藏についての久參の人であるから、經豪が御抄の校閲を請うにふさわしい人である。この校閲者実智房寂光の

伝が混雜して、詮慧が禪師の椅子下にあって正法眼藏を聴聞したという伝説を生んだのであろう」(五頁上段)と推定している。

(10) 天台教義が、原始宗門において、どのような意味で批判されなければならなかつたのか、教理論的な解明は、「宗学研究」一三号誌上で発表する。

(11) 説心説性の文に、「しかあるに、心を通ぜず性に達せざる庸流、くらくして説心説性をしらず、談玄談妙をしらず、仏祖の道にあるべからざるといひ、あるべからざるとをしふ。説心説性を説心説性としらざるによりて、説心説性を説心説性とおもふなり。これことに大道の通塞を批判せざるによりてなり」とある。また、三時業に、「しかあればすなはち、行者かならず邪見なることなけれ。いかなるか正見と、かたちをつくすまで學習すべし」と示し、唯仏与仏に、「みづからをしらんことをもとむるは、いけるもののさだまれる心なり。しかあれども、まなこのみづからをばみるものまれなり、ひとり仏のみこれをしれり」と示し、さらに、「いかにかこころうべき。こころえられずて、さしおくべきにはあらねば、かならずこころうべしとおもふべし。すでにとけることばにてあれば、きくべし。ききてはまた、こころうべきなり」と示すのは、学仏道のあり姿を標するものであるに他ならぬ。

前掲、「道元禪師全集」五〇三頁。